

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令等について（押印・署名 廃止等）

本件の概要

2020年12月28日

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付

今般、経済産業省が所管する省令において、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行いました。

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（経済産業省令第92号）

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870（直通）

○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を
実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次
のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「」を削る。

火葉類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十三の二、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第二十三、様式第五十六から様式第六十一までの三から様式第六十一の五までの五まで、様式第六十二から様式第六十四の二までの二まで、様式第六十五、様式第六十六の五、様式第六十七の五、様式第六十八の二、様式第六十九の七、様式第七十の八、様式第七十一の十、様式第七十二の十二、様式第七十三の十四、様式第七十四の十六、様式第七十五の十八、様式第七十六の二十、様式第七十七の二十二、様式第七十八の二十四、様式第七十九の二十六及び様式第八十の三十、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二

四 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二

五 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六
六 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、
様式第二十三から様式第二十七まで

七 容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号) 様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号) 様式第一、様式第三から様式第四まで、
様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、
様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三

九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十一 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の

十から様式第五十五の十一の二まで
十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）様式第二十四から様式第二十七まで

[illegible]

式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七
十四、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様
式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様

式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）
 様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六
 及び様式第三十八
 十七 コンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三ま

で、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

第十八、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から

ら様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）

の様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで

二十一 商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）様式第一から様式第十一

まで
二十二 輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、
様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二条 次に掲げる省令の規定又は様式中「国公立大学」を「大学」に改める

一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十二

二 經濟産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十九年通商産業省令第十八号)

第四十九条第一項及び第三項

三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五條第二項、第六條第一項及び第三項並びに第十三條第一項及び第三項

五 深海底鈦業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六條第四項、第七條第一項及び第三項、第十四條第一項及び第二項

第三条 次に掲げる省令の様式中「三」を削る。

一 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

別表第一から別表第二の三まで及び別表第二中

別表第六中

「届出者 記名押印 又は署名 住所」	を	「届出者 氏名又は 及び代表者の氏名 住所」
-----------------------------	---	---------------------------------

に於て

(輸入貿易管理規則の一部改正)

第七条 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

「申請者名」住所「電話番号」

「署名」又「名押印」は「資格」年月日「資申請」

「氏名」又「有は名」稱「氏名」所「番」

「電話」及「び代」表者の「氏名」所「番」

「住電」

「資申請」年月日「格」

②「銀行等又は資金移動業者確認欄」や「銀行等又は資金移動業者確認印」に

別表第三中

「届出者 記名押印 又は署名 住所」	「届出者 氏名又は 及び代表者 の氏名 住所」
-----------------------------	-------------------------------------

に於て

(火薬類取締法施行規則の一部改正)

第八条 火薬類取締法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五まで、様式第十四、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十から様式第二十二まで、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十七から様式第四十まで及び様式第四十二から様式第四十五まで中「画」及び「3」氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又「4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第十一中「記名押印」を「氏名」に改む。」

(鋳業法施行規則の一部改正)

第九条 鉱業法施行規則の一部を次のように改正する。

第四條第二項第六條第一項、第六條第三項、第十九條第一項、第十九條第三項及び第二十條第二項中「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に改め、第二十一條第八号中「記名押印若しくは署名」を「記名若しくは署名」に改め、様式第二中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に、「氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」や「氏名は本人が記名又は署名すること。」に改め、様式第八中「名称 印」を「名称」に、「記名押印」を「記名」に改め、様式第二十九中「名称 印」を「名称」に、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、「6 「押印又は署名」の欄には、押印又は署名をすることとされている書類についてフシキナルデイスクによる手続を行う場合にあつては、押印又は署名をする事である。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。」を配り、「同様式備考7」となる。

考6として、同様式備考8を同様式備考7とする。

(鉱業登録令施行規則の一部改正)

第十条 鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する

第八条の見出しを削り、同条中「のつづり目に契印しなければならない」を「にページ数を附さなければならない」に改め、「ただし、登録権利者または登録義務者が二人以上であるときは、そのうちの一人が契印するだけで足りる。」を削り、同条の前に見出しとして「申請書のページ数の記載」を付する。

(採石法施行規則の一部改正)

第十一條 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する

様式第一中「例」及び「3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署することとする。】を削り、「同様式備考4と同様式備考3と同じ」様式第四の二から様式第六の二及び様式第十二及び様式第十四から様式第十六までの中「例」及び「3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」「4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」「3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」場合において、署名は必ず本人が自署することとする。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」「6 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」場合において、署名は必ず本人が自署することとする。【※註9。

(武器等製造法施行規則の一部改正)

第十二条 武器等製造法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四、様式第五及び様式第七中「氏名并に氏名称および法人に
あつてはその代表者の氏名」を「氏名」と改め、「印」を「氏名」に改め、様式第十七中「氏名
並に氏名称および法人に
あつてはその代表者の氏名」は「その代表者の氏名」に改め、「[6] [押印] の欄には、押印をすることとされている書類についてフリビシリアルデナスクにある。同様式備考7を同様式備考6とする。
する手続を行う場合にあつては、押印をする。」を削り、

(商工会議所法施行規則の一部改正)

第十三条 商工會議所法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」を削り、「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第八中「全票の氏名 印」を削り、様式第十七中「印」及び「5 「押印」の欄には、押印することとされている書類についてツルギシリアルズにによる手続を行う場合においては、押印をする。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。」

(航空機製造事業法施行規則の一部改正)

第十四条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「甲」を「乙」に改め、様式第二から様式第十の二まで、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二中「氏名」を「氏名」に改め、様式第十五中「甲^{諸君} 氏名または姓名にあつては航空工場検査員 氏名

[illegible]

様式第十七及び様式第十八中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削ぎ、「1 用紙」を「用紙」に改める。

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第九十三条 国際相互承認に係る容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第五中「四」及び「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削ぎ、様式第八及び様式第十二中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削ぎ、「1 この」を「この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「署名」を削る。

(情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九十四条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第六、様式第八から様式第十まで、様式第十五及び様式第十八中「四」を削り、様式第十六及び様式第十七中「四」を削り、これらの様式(記載要領)2.を次のように改める。

2. [住所]欄は、一般事業主が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第九十五条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十九年経済産業省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式一中「四」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

(経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部改正)

第九十六条 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則(平成三十年経済産業省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「四」を削り、様式第三及び様式第五中「四」及び「1」記名押印について、氏名を自署すること、並びに「2 用紙」を「用紙」に改め、様式第四、様式第四の二、様式第六及び第六の二中「四」及び「2 記名押印については、氏名を自署すること、並びに「3 用紙」を「用紙」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。